

相続不動産の売却手続

みなみ合同事務所
東京都墨田区錦糸四丁目14番4号2階
TEL 03-5637-6691



手続の内容	報酬例
<p>相続・売却に関するご相談 お見積書のご提示 ↓ 必要書類のお取り寄せ ↓ 遺産分割協議書の作成 各相続人の署名・押印 ↓ 相続登記の申請 ↓ 物件・法令の調査 不動産の価格査定・売出開始 ↓ 売買契約の締結・契約書作成 ※リーガルチェック ↓ 売却代金の受領・分配 買主への所有権移転登記 ↓ 必要に応じて税理士の手配・紹介</p> <p>平均的な期間 3～6ヶ月間</p>	<p>売却額の3%</p>

相続人が多数の場合や遠隔地にいる場合でも手続可能です。
売却が完了するまで報酬はかかりません。また当事務所が直接
仲介するので、不動産業者への報酬は別途かかりません。
費用は事前にお見積りいたします。ご依頼はお見積書をご確認
の上ご検討ください。